

2026年5月29日

大阪市長 横山 英幸 様

大阪市西区江戸堀 2-7-32 → 304

全大阪生活と健康を守る会連合会

会 長 大 口 耕

生活保護の民主的实施を求める要望書

貴職におかれましては、府民・市民の暮らしを守るため、日々努められていることに敬意を表します。

この間の異常な物価高騰と、アメリカとイスラエルによる無法なイラン攻撃に端を発するホルムズ海峡の封鎖により、石油製品の急激な価格高騰、資材供給不足の影響も重なり、住民のいのちと暮らしがますます脅かされています。そのような状況のもとで、貴自治体が住民のいのちと暮らしを守る「地方自治の本旨」の精神を発揮し、次の項目を実現されるよう要望します。

記

(1)自治体として次のことを実現すること。

1. 生活保護基準引き下げ違憲訴訟・最高裁判決に基づく早期解決について

1. 2013年改定前基準との差額保護費の遡及支給をすること。
2. 生活扶助基準と連動する諸制度への影響調査と被害回復を行うこと。
3. 生活保護利用世帯の生活実態を調査し、それをふまえた国への要望と自治体独自の支援策の実施を行うこと。

2. 最高裁判決を踏まえた保護費等の追加給付について

1. 自治体独自の問い合わせ窓口をつくること。
2. 追加給付の決定通知は、厚生労働省の示す様式（令和8年2月20日付・社援発0220第1号・別添様式）に基づき通知すること。
3. 追加給付はすみやかに支給すること。
4. 給付対象の保護廃止世帯について
 - イ. 記録の残っている世帯については、本人の申し立てがなくても支給すること。
 - ロ. 給付漏れのないよう広報・ポスターなどで周知すること。

3. 生活保護の民主的实施について

- (1)自治体として次のことを実現すること。

1. 生活保護制度は、憲法 25 条に基づく国民の権利であることを府民（市民）に広報やポスターなどを通じて、周知すること。
2. 夏季加算の創設を国に要望し、当面、自治体独自の施策を講じること。
3. 夏季、年末一時金は復活すること。
4. エアコンの設置・修理について
 - イ. すべての世帯に冷暖房器具の新設費等を実費支給すること。
 - ロ. 冷房器具の支給要件はなくすること。
 - ハ. エアコンの修理費は「住宅維持費」の特別基準として支給すること。
 - ニ. 当面、エアコン購入のための生活福祉資金貸付の返済金を控除すること。
5. 申請権の確立について
 - イ. 申請用紙はカウンターに置いて申請権を保障すること。
 - ロ. 申請保護の原則を守り、口頭による申請も認めること。
 - ハ. 申請の意思を確認すること。
 - ニ. 申請の意思を示した時には、ただちに申請を受付けること。
 - ホ. 申請は、申請の意思を示した日とすること。
 - ヘ. 申請を受受理する前に、相談の名をかりた調査はやめること。
 - ト. 本人の意思に基づく申請時の第三者の同席を認めること。
 - チ. 申請手続きは簡素化すること。
 - リ. 申請時の受付面接は、「福祉専門職」採用の職員が対応すること。
6. 申請時にしおりにもとづき権利と義務を説明すること。また、しおりは権利性を明確にしたものに改善すること。
7. 保護の決定は、申請日を含め 14 日以内を厳守すること。
8. 個人情報保護条例にも抵触する一括同意書は撤回すること。必要な場合については個別同意とすること。
9. 保護開始前に違法な就労などの「助言指導」はしないこと。大阪市は「助言指導書」を撤回すること。
10. ケースワーカーについて
 - イ. 「福祉専門職」採用の正規職員にすること。
 - ロ. 職員の配置は、被保護人員 60 人あたりに一人とし、当面、国で定められた標準数を守ること。
 - ハ. 社会福祉法第 19 条に定められている通り「人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意がある」職員を採用・配置すること。
11. 関係部局との連携を徹底し、餓死・孤立死を出さないこと。
12. 扶養義務調査について
 - イ. 扶養照会はやめること。
 - ロ. 扶養照会を行う際は、本人の同意を得て行うこと。
 - ハ. 扶養照会文書に、申請者や被保護者の住所を記載しないこと。
 - ニ. 扶養義務者に収入申告、資産調査の強制をしないこと。

13. 資産申告書について

- イ. 資産申告書提出の強要はしないこと。
- ロ. 生活保護利用者に対して、厚生労働省の資産申告書に関する「通知」の趣旨を十分に説明すること。
- ハ. 生活保護費のやり繰りによって生じた預貯金等については保有を認めること。
- ニ. 預貯金等の保有は、生活保護利用者の生活基盤の回復に向け、柔軟に対応すること。

14. 就労について

- イ. 就労指導は、27 条の精神に基づき、当事者の意思を尊重すること。また、就職活動に必要な携帯電話の契約については、行政が支援や貸与を行うこと。
- ロ. 就労した際の基礎控除やその他の勤労控除について十分に説明すること。

15. 63 条の適用について、収入認定は自立助長の観点で柔軟に対応すること。

16. 78 条の適用について

- イ. 生活保護法 78 条の機械的な適用はやめること。
- ロ. 返還は、本人の了承なく機械的に生活保護費から天引きしないこと。
- ハ. 「生活保護法第 78 条の 2 の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書」の強要はしないこと。

17. 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」の厚生労働省通知に基づき、保護費の返還金額については、単身 5 千円、複数世帯 1 万円程度を上限とする目安を守り、生活の維持に支障がないよう十分留意すること。

18. 一時扶助については、冷蔵庫や洗濯機、転居の際の原状回復費用などにも支給対象を広げ、支給額は大幅に引き上げること。

19. 住宅扶助について

- イ. 住宅扶助基準を元に戻すこと。
- ロ. 住宅扶助は家賃・敷金の実勢価格で支給すること。
- ヘ. 共益費も住宅扶助の対象とし、支給すること。
- ト. 公営住宅に当選した場合は、無条件で敷金と転居費用を支給すること。

20. 税、国民健康保険料、介護保険料滞納分の徴収については、関係部局と連携し、執行停止などを徹底すること。

21. 自動車保有を認めること。

22. 医療を受ける権利について

- イ. 医療券でなく、健康保険証と同じ形式の医療証を交付すること。
- ハ. 入院時の基準生活費・入院患者日用品費は、実態に応じた額に引き上げること。
- ホ. 医療扶助を利用する際、マイナンバーカードによる資格確認の導入は実施せず、カード作成の強要はしないこと。

23. 大阪市は、医療扶助の一部負担導入を求める国への要望をしないこと。

24. 移送費について

- イ. 平成 22 年 3 月 12 日に出された厚生労働省通知に基づき、通院費支給を保障すること。
- ハ. 求職活動に必要な交通費は実費支給すること。

25. 申請時のつなぎ資金や受給中の特別需要のための貸付を行い、福祉事務所で予算化すること。
また、貸付金額を生活扶助の半月分まで増額すること。
26. 生活保護費の漏給や過誤払いを防ぐためにも、わかりやすい生活保護費の明細書を支給ごとに出すこと。
27. 加算や扶助は漏れのないよう十分留意し、漏給は発生した時点に遡って支給すること。
28. 葬祭扶助の支給については親族・遺族に徹底すること。
29. 高校生のアルバイトは収入認定しないこと。収入認定除外のことなど、子どもにもわかりやすく説明すること。
30. 自転車保険の加入保険料とヘルメットの購入費用は、通学・通勤に限定せず支給すること。
31. 大学や専門学校に進学する子どもを世帯員として認めること。

(2) 国に要求すること

1. 最高裁判決に基づき、生活保護基準は 2013 年 7 月以前の基準に戻し、物価の上昇に見合う引き上げを行うこと。
2. 生活保護利用者が、医療扶助を利用する際、マイナンバーカードによる資格確認の導入は実施しないこと。
3. 住宅扶助基準と冬季加算は元に戻すこと。
4. 共益費も住宅扶助の対象とし、支給すること。
5. 生活保護は全額国庫負担とすること。
6. 夏季一時金制度と夏季加算を新設すること。
7. 大学や専門学校に進学する子どもを世帯員として認めること。
8. 医療抑制につながる調剤薬局の限定は実施しないこと。
9. 単身者が死去した際も葬祭扶助を支給すること。
10. 入院時の基準生活費・入院患者日用品費は、実態に応じた額に引き上げること。
11. 治療材料のひとつとして、補聴器を支給対象とすること。